

Case 3

滋賀県障害者文化芸術活動 推進計画（第2次）



計画の名称

滋賀県障害者文化芸術活動推進計画(第2次)
https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/bunakasp/orts/bunkageizyutsu/shogaisha_bunkageijutsu_plan.html

計画期間

第2次計画:令和6～令和10年
度(5か年、現在策定作業中)

担当課

滋賀県文化スポーツ部文化芸術振興課

計画の 位置づけ

滋賀県文化振興条例に基づく「滋賀県文化振興基本方針」及び障害者基本法に基づく「滋賀県障害者プラン」を踏まえた個別計画

計画の構成

第1～2章で計画の基本的な考え方や現状および課題を整理し、第3章では基本目標と施策の方向性を明確にして「親しむ」「つながる」「支える」という三つの柱で具体的取組をあげている。また、第1次計画の取組状況、成果および課題にも言及。

第2次計画策定の スケジュール

令和5年3月、6月 滋賀県障害者文化芸術活動推進計画検討懇話会(懇話会)①②を開催し、骨子案を検討

令和5年7月 滋賀県障害者施策推進協議会(協議会)、滋賀県議会教育・文化スポーツ常任委員会(常任委員会)開催

令和5年8月 滋賀県文化審議会(審議会)で骨子案を報告

令和5年11月 懇話会③で素案を検討

令和5年11月 協議会で素案を報告

令和5年12月 常任委員会で素案を報告。加えて、原案に対する県民政策コメントの実施

令和6年2月 審議会

令和6年3月 常任委員会で案を報告した上で計画策定・公表

1 経緯等

 障害者文化芸術活動推進計画（第1次）を策定することになった経緯を教えてください。

- 国で障害者文化芸術推進法が定められたことが一番の要因となり、県がこれまでから積極的に取り組んできた福祉現場での文化芸術活動を生かした独自の推進計画を策定することになりました。

- 当初は、他の計画に含めることも検討しましたが、全般的な文化振興施策の方向性を明示する「滋賀県文化振興基本方針」に含めると、「障害者の文化芸術」ということが突出しすぎてしまい、一方で、障害者政策を網羅した「滋賀県障害者プラン」に含めると、文化芸術の分野が溶け込んでしまうため、滋賀県の特徴を活かし、滋賀県らしさ盛り込んだ計画とするため単独の計画として作りました。

- 障害者の文化芸術における滋賀県の一番の特徴は、戦後まもなく、福祉施設において、粘土を利用した生産活動から造形活動が始まっていることです。その後、県内の多くの福祉施設で、主に知的障害のある人達による造形活動が活発に展開され、今に至っています。こうした福祉施設での造形活動で生まれた作品の中には、アール・ブリュットとして評価されているものもあります。

2 策定スケジュール等

 滋賀県障害者文化芸術振興計画（第2次）策定までのスケジュールを教えてください。

- 計画策定までに、「滋賀県障害者文化芸術活動推進計画検討懇話会」¹を4回程度開催します。課題の整理、計画骨子、計画素案、計画原案を作り、懇話会で御意見を伺い、計画を策定し公表するという流れです。課題の整理にあたっては、令和4年9月から関係者にヒアリングやアンケート調査を実施し、現状把握を行っています。

 庁内での調整はどのように進められたのでしょうか。

- まずは全庁に障害者の文化芸術に関する施策の照会を行い、関連施策や取組を全て抽出した上で、実績や課題を整理し、計画に反映しています。
- 計画策定に主に関わるのは文化芸術振興課と障害福祉課です。障害福祉課の文化担当は1名で、この職員は文化芸術振興課との兼務になります。そのため、常に両課で連絡を取り合い、情報共有しています。また、障害福祉課が実施する公募展や音楽祭などの企画運営会議には、文化芸術振興課職員も構成員として出席するほか、懇話会には障害福祉課の課長が出席しています。

1 滋賀県障害者文化芸術活動推進計画策定への助言や意見を反映するために設けられた外部機関。文化芸術分野や福祉分野の学識経験者、障害者の文化芸術活動を支えてきた福祉法人関係者など9名で構成。（令和5年4月1日現在）

外部からの意見を聞く、懇話会について教えてください。

- 第1次計画の懇話会設立に際しては、人選に悩んだようですが、「滋賀県独自の計画を作る」という思いから、県内で障害者の文化芸術活動を率先して実践している施設の関係者や県文化財団の理事長などの有識者に御協力いただくことになりました。

- 第2次計画の懇話会の委員については、文化芸術の対象分野が広いため、造形だけに偏らないように、舞台芸術分野で活動する方にも御協力いただいています。

- また、第1次計画に定められた重点施策である「障害の有無にかかわらず、誰もがともに学び活動できる場づくり」を進めていくに当たり、各地域の会館やホールなど、現場の意見を取り入れ、連携、協力することが大事であるという経験から、第2次計画の懇話会には地域のホール職員にも御協力いただいています。

計画策定に当たり、 障害当事者等の意見を聞く機会がありましたか。

- 計画策定に先駆けて、福祉施設や文化施設等にアンケート調査とヒアリングを実施しています。まずアンケート調査を行って、それを元にいくつかの当事者団体や支援団体を職員が訪れてヒアリングをする形です。
- 福祉施設を対象としたアンケートでは、「文化芸術活動の状況」「劇場や文化施設等の利用促進のために必要なもの」、文化施設を対象としたアン

ケートでは、「障害者の利用状況」「障害者への鑑賞サポート実施状況」などを聞いています。またヒアリングでは、「文化芸術活動の状況」「県内の文化施設に求めるもの」「新型コロナウイルス感染症による文化芸術活動への影響」などに対する御意見を伺い、現状や課題を踏まえ、今後の方向性を整理しました。

- 祉課が実施する公募展や音楽祭などの企画運営会議には、文化芸術振興課職員も構成員として出席するほか、懇話会には障害福祉課の課長が出席しています。

3 策定に当たってのポイント等

計画を策定するメリットについて、 どのようにお考えでしょうか。

- 計画策定のメリットの一つは、これまでの取組の成果や課題を整理できることです。「障害福祉」と「文化芸術」の2つの視点で、それぞれ障害者の文化芸術活動に取り組んでいるため、全体を把握し、成果や課題を整理する良い機会となりました。また、計画を策定したことで、文化庁の補助金を得ながら、計画に基づいた事業を実施することで障害者の文化芸術活動の推進を図ることができています。
- 計画策定後、市町の障害者文化担当課に、計画の趣旨を周知することで、「拠点づくり事業を一緒にやろう」と言ってくれる市町も出てきています。計画を策定し、事業を一緒に行うことで、市町の文化施設とのつながりが深

くなりました。県としては、障害者文化活動を推進していくために、あらゆる機会を捉えて、さらに広報活動に力を入れていかなければならないと考えています。

計画の進捗状況はどのように把握していますか。

- 計画に基づく取組について、実績を把握し、審議会や協議会に報告しています。また、障害者文化芸術活動に関する実態を把握するため、県内の障害者施設や文化施設、市町担当部署を対象にアンケート調査を実施しています。第2次計画策定に際して、3本の柱それぞれで第1次の取組状況を振り返り、成果を評価しています。

- 第2次計画を策定するに当たり、課題となったのが数値目標の設定です。国の第2期基本計画でも、新たに数値目標が設定され、県においても数値目標を設定しています。文化芸術分野は数字で表しきれない難しさがありますが、関係機関と目標を共有し、一緒に取組を進めていけるよう目標を設定しています。

